



介護保険制度 を考える 33

鈴木恂子



特別養護老人ホームは、介護保険法の介護老人福祉施設になりました。法律上は要介護1以上の高齢者は入所できますが、入所基準や介護報酬上から介護度の高い人にシフトし、2008年からは要介護3以上の高齢者を対象とするよう通知がでました。介護保険法にかわったことで福祉施設としての側面は薄れ、介護サービス提供施設になってしまいました。一方、施設建設の補助金も個室ユニットが基準となり、個室部分は補助対象にはならず、利用者の居住費負担になりました。そのため新型特養といわれる個室ユニットの特養の利用者負担は食費を含むすべての負担は15万円前後になり、有料老人ホームとの境界がなくなりつつあります。そのため右のような議論になるのかと思われます。しかし介護度が低くても、同居する家族がなく、住居もなく、勿論有料老人ホームに入るだけの所得もなく、自己責任では生活できない高齢者は決して少数ではなく、地域に埋もれています。かつて介護保険法と生活保護法の間に位置する老人福祉法により多くの高齢者の生活がまもられてきました。そして今も老人福祉法による生活全般を支える制度を必要としている高齢者が多くいます。特別養護老人ホームは、有料老人ホームと同じ組上で議論される前に、福祉施設として本来的に果たすべき役割機能の再構築が望まれます。

施設の在り方の再定義

出典：「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～」(平成21年12月4日規制改革会議)

【課題】特別養護老人ホーム（特養）は、行政措置対象施設としての機能をほぼ失っているものの、依然として補助金・免税や参入規制等によって優遇措置を受け続けており、実質的に同様なサービスを提供している有料老人ホーム等との競争条件が同一ではない。また、参酌基準や総量規制による実質的な供給抑制や全国共通の設置基準が、特に大都市部における施設不足を深刻なものとしている。したがって、利用者にとって分かり易く、需要に応じて質の高いサービスが供給されるよう、以下のような改革を行うべき。

【具体的施策】・保険財政や地域間格差に一定の配慮をしつつ、参酌基準および総量規制の在り方を見直す。・自宅や住み慣れた地域内の集合住宅等において利用する「居宅」サービスと、個々の事情や本人の希望により施設等に入所する「施設」サービスの分類に再定義することにより、利用者にとって分かり易い体系へ整備する。・株式会社や社会福祉法人等の多様な事業者が同一条件下で自由な競争を行えるよう、介護事業は原則として課税対象とする。その際、セーフティネットの在り方について、公的機関が行うべきサービスを含め整理する。・住民税非課税世帯が特養入居時のみ食費・居住費等の補助を受けられる現状を見直し、利用者の資産状況も考慮し、支払い能力を適切に判断した上で、補助の在り方を再検討する。その際、経済的に困窮している国民の最低限度の生活は介護保険ではなく、生活保護として確保する。

老人ホームをめぐる制度の変遷

- 1950 ・生活保護法の保護施設として養老施設がある
- 1963 ・老人福祉法による養護老人ホーム・特別養護老人ホーム創設
- 1957 ・老人福祉施設に費用徴収制度導入される
(応能負担－本人家族双方からの費用徴収)
- 2000 ・介護保険制度施行により特別養護老人ホームが介護老人福祉施設になる
(応益負担－介護度の重い人の利用料が高い)
- 2003 ・養護老人ホームが介護保険法の特定施設
または外部介護サービス利用と併用になる
・建設費の補助金は個室ユニットが対象になる
- 2005 ・特別養護老人ホームの居住費、食費が利用者負担になる
- 2006 ・地域密着型の小規模施設の建設が勧められる
・多様な有料老人ホーム急増する
- 2010 ・特別養護老人ホームの個室化論争

施設の種類による介護報酬等の比較

※介護報酬（月額）＝単位数×30日×10円で算定。加算等を除く。

施設名	従来型 特別 養護老人ホーム				新型 特別養護老人ホーム (個室ユニット)		グループホーム		有料老人ホーム		
	施設サービス				施設サービス		地域密着型サービス		居宅サービス		
介護保険制度上分類	介護 老人福祉施設				介護老人福祉施設		認知症対応型共同生活介護		特定施設入居者生活介護		
居室スタイル	多床室		従来型個室		ユニット型個室		ユニット型個室		住居		
単位・介護報酬	単位 (日)	介護報酬 (月額)	単位 (日)	介護報酬 (月額)	単位 (日)	介護報酬 (月額)	単位 (日)	介護報酬 (月額)	単位 (日)	介護報酬 (月額)	
要介護1	651	195,300 円	589	176,700 円	669	200,700 円	831	249,300 円	571	171,300 円	
要介護2	722	216,600 円	660	198,000 円	740	222,000 円	848	254,400 円	641	192,300 円	
要介護3	792	237,600 円	730	219,000 円	810	243,000 円	865	259,500 円	711	213,300 円	
要介護4	863	258,900 円	801	240,300 円	881	264,300 円	882	264,600 円	780	234,000 円	
要介護5	933	279,900 円	871	261,300 円	941	282,300 円	900	270,000 円	851	255,300 円	
内一割利用者負担	19,530～27,990円		17,670～26,130円		20,070～28,230円		24,930～27,000円		17,130～25,530円		
個別介護	介護報酬に含まれているとされている									オプション (有料)	
生活支援										有料	
福祉用具										自己調達 または 有料	
日常生活費	自己調達 ・ 個別に都 度実費 ・ 定額一日150～300円 /いずれかまたは組合				自己調達 または 有料		自己調達 または 有料		自己調達 または 有料		
食費	基本料 一日1,380 円 (月額 41,400円) ※所得により減額制度あり				月 40,000円前後が多い		月 50,000～70,000円が多い				
居住費	320円×30日 = 9,600円		1,150円×30日 = 34,500円		1,970円×30日 = 59,100円		月 70,000円前後が多い		有料 (多様)		
入居金	なし									0～数十万円	
										数百万～数千万円以上	

介護保険の給付対象となるサービスは、居宅サービス（在宅でケアプランに基づく各種サービス）と施設サービス（介護老人福祉施設、介護保健施設、介護療養型医療施設）と二つに区分されています。しかし特定施設サービスとして有料老人ホーム等があり、地域密着型のサービスとしてグループホーム等があります。いずれも在宅扱いでありながら、指定をうけると特定施設入居者介護給付の対象となり、施設サービスの扱いで、上記のように大差のない報酬です。有料老人ホームは福祉用具（ベッドや車いすなど）もおむつも実費であり、生活に関わるサービスは利用者負担、混合介護といわれるオプション部分の利用者負担も含め、多くのところでは月額25万円前後の自己負担が発生します。かなりの所得がないと入居することはできません。グループホームの場合も、福祉用具やおむつ代等を含め、月額15～20万円の負担になるようです（いずれも都内）。

従来型の特別養護老人ホームなどでは、保険料段階が基準額（本人非課税）以下の高齢者が大半を占め、食事代、居住費等に軽減措置（補足給付）が適用されています。従って、食事代、居住費も補足給付の対象となるそれぞれの基準額で設定しています。また、在宅では介護保険では対象外としている生活支援や別途給付になる福祉用具も、報酬に含まれるとされています。利用者負担に転嫁することは厳しく制限されており、利用者の状況から転嫁できないのが現実です。そのため施設の運営は厳しく、現場で働く職員の業務範囲は幅広く、さらに事務的業務も増える一方です（処遇改善は給与の改善に加えて人員配置や制度上の業務のみなおしも必要です）。とても有料老人ホームと比較される状況ではありません。福祉施設としての機能が、法人の理念や現場の努力に依存するのではなく、制度として機能とするように改善してほしいと考えます。みなさまはいかがお考えでしょうか。